

不燃化特区の 助成制度・取り組み

震災等で大きな被害が想定される木造密集地域のうち、特に改善が必要な地域が「不燃化特区」として指定されています。

区では、「不燃化特区」(右地図)の建築物を建て替え・解体する際に助成金等の支援を行っています。

各種制度の詳細は、荒川区ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



期 間 令和8年3月31日まで

対象地域 地図内

問 合 せ 指定があるもの以外は住まい街づくり課防災街づくり係 ☎内線2827

老朽木造建築物の建て替えを支援

築年数が15年(住宅の場合)を経過した木造建築物の解体費全額(上限あり)と、設計費・工事監理費・建築費の一部を助成します。

※築年数は用途によって異なります



老朽建築物の解体を支援

次のいずれかに該当する場合、建築物の解体費の全額(上限あり)を助成します。

- ▶ 築年数が15年(住宅の場合)を経過した木造建築物
 - ▶ 昭和56年5月31日以前に建築されており、倒壊の恐れがあり、区が危険と判定した建築物
- ※築年数は用途によって異なります

住み替えを支援

危険老朽建築物を除却し、民間賃貸住宅に転居する方に、引っ越し費用の一部や礼金・仲介手数料、3か月分の家賃の全額(上限あり)を助成します。

専門家を派遣

建て替えや解体を検討している方に、弁護士・建築士・司法書士等の専門家を無料で派遣します(年度内5回まで)。

相談時間 2時間(1回)

問 合 せ 住まい街づくり課防災街づくり係 ☎内線2828

固定資産税・都市計画税を減免

不燃化のために建て替えをした住宅や防災上危険な老朽住宅を取り壊した後のさら地で、要件を満たす場合に税額を減免する制度があります。申請方法等の詳細は、お問い合わせください。

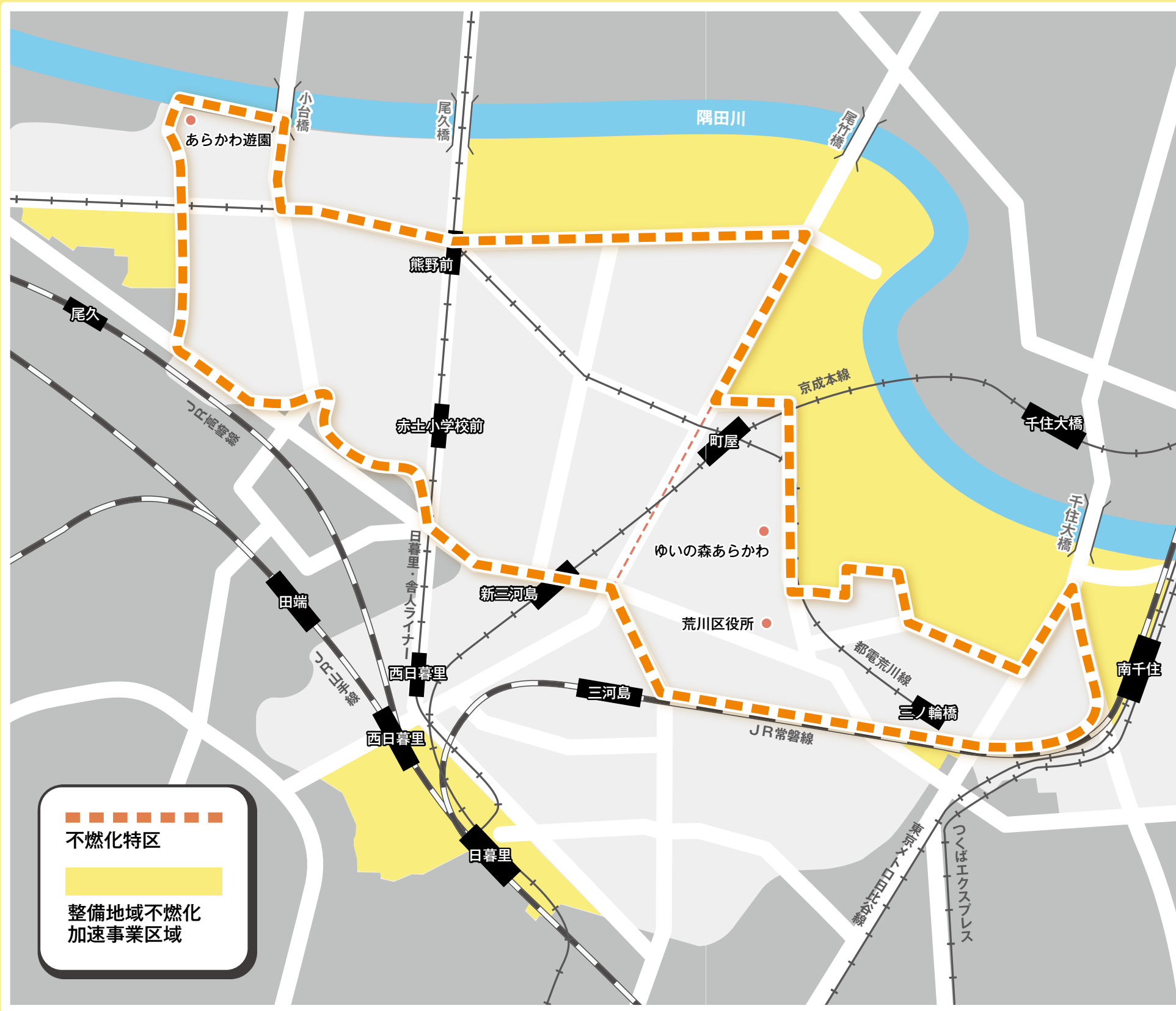
問 合 せ 荒川都税事務所 ☎(3802)8111

燃えない

倒れない

災害に強い街づくり

区では、災害に強い街を目指して、助成・支援制度を充実させています。ぜひ、活用してください。
※各種制度には、対象・条件等があります。必ず事前にお問い合わせください



不燃化特区
整備地域不燃化加速事業区域

指定道路を拡幅

災害時に円滑な消防活動が行えるように、道幅6m未満の指定道路の拡幅整備を行っています。



公園等広場を整備

防災性の向上と居住環境の改善のため、公園・広場等の整備を行っています。



狭い道路の拡幅を支援

災害時の避難が円滑に行えるよう、道幅が4m未満の道路の拡幅に協力した場合に、後退用地等にある障害物の除却や整地の費用を助成します。また、私道では、拡幅整備で電柱を移設する場合の費用も助成します。

助 成 額 ▶後退用地の整地…3万円(1㎡当たり)
▶すみきり用地の整地…6万円(1か所当たり)
▶私道の電柱移設…工事費の全額(限度額は1本当たり165万円)
問 合 せ 建築指導課細街路整備係 ☎内線2844

分譲マンションに耐震アドバイザーを派遣

昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションに無料で耐震アドバイザーを派遣し、耐震化のアドバイスをを行います(1棟3回まで)。

その他の取り組み

不燃化特区以外の地域の方にも、さまざまな支援を行っています。

問 合 せ 指定があるもの以外は住まい街づくり課住宅係 ☎内線2824

木造住宅の耐震化を支援

平成12年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅・活用を検討している空き家の耐震診断の費用を助成します。

限 度 額 30万円(診断費の全額)

上記の診断の結果、耐震補強工事等が必要となった場合、設計・工事費用の一部を補助します。	支援メニュー	限度額(補助率)
	耐震補強設計	15万円(設計費の2/3)
	耐震補強工事	180万円(工事費の4/5)
	耐震建替え工事	200万円(工事費の4/5)
	除却工事	180万円(工事費の4/5)

※「耐震建替え工事」「除却工事」は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅等が対象です

※非木造住宅への支援制度もあります。詳細は、お問い合わせください

整備地域不燃化加速事業区域の建て替えを支援

震災時に大きな被害が想定される「不燃化特区」周辺の一部地域を「整備地域不燃化加速事業区域」とし、燃えにくい街の拡大を図っています。

この区域で、築年数が15年(住宅の場合)を経過した木造建築物(耐火建築物等を除く)の解体費全額(上限あり)と、設計費・工事監理費の一部を助成します。

※築年数は用途によって異なります

期 間 令和8年3月31日まで

対象地域 地図内

耐震シェルター等の設置を支援

昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅に、震災で家屋が倒壊した場合でも一定の空間の安全を確保する「耐震シェルター」・「防災ベッド」を設置する費用を助成します。

限 度 額 50万円(設置費の9/10)

ブロック塀等の撤去を支援

道路等に面する危険なブロック塀等(高さ1.2m超)の撤去費用を助成します。

限 度 額 1m当たり1万6000円(工事費の2/3)

住宅資金の融資をあっせん

老朽住宅を除却し、耐火建築物等の住宅に建て替え等を行う方に、住宅取得に必要な資金の融資をあっせん(区の指定する金融機関)し、利子の一部(最大年利1.5%)を補給します(除却する前に相談が必要)。

感震ブレーカーの取り付けを支援

強い揺れを感知したときに自動的に電気を止めて通電火災を防ぐ「感震ブレーカー」の設置工事費・器具購入費を助成します。

問 合 せ 防災課防災事業係 ☎内線418

家具類の転倒・落下・移動防止対策器具の取り付けを支援

家具類の転倒・落下・移動防止対策器具の設置工事費・器具購入費を助成します。

問 合 せ 防災課防災事業係 ☎内線418

空き家の利活用を支援

空き家を活用して地域に貢献する事業を行う方に、リフォームの費用を助成します。

限 度 額 200万円(工事費の2/3)

問 合 せ 住まい街づくり課住宅係 ☎内線2826

老朽空家の除却を支援

昭和56年5月31日以前に建築された1年以上空き家の建築物で、区の現場調査等により倒壊等の恐れがあると診断された場合に、解体工事費用の一部を助成します。

限 度 額 100万円(工事費の2/3)

※著しく危険であると診断された場合は工事費の全額(上限あり)

問 合 せ 住まい街づくり課防災街づくり係 ☎内線2827